

災害時要援護者登録制度(くらしの安心ダイヤル事業)と地域生活支援拠点(阪南・岬あんしんネット)事業の違い

災害時要援護者登録制度(くらしの安心ダイヤル事業)	地域生活支援拠点等事業(阪南・岬あんしんネット)
<p>【事業内容】 ひとり暮らし高齢者や障がい者などが市に登録申請し、登録いただいた個人情報自治会や自主防災組織、民生委員児童委員協議会、校区福祉委員会などの各関係団体が情報共有・連携することにより、地域の中で日常からの見守り・声掛け活動や災害時の安否確認等を行う制度 登録者に消防が病院に搬送するときなど緊急対応時に使用する『救急キット』を配付する。</p> <p>【対象者(災害時要援護者)】 災害が起きた時に、自分で適切な行動をすることが困難であり、何らかの手助け(支援)が必要な、要援護者または要援護となるおそれのある者 ①高齢者②身体障がい者(児)③知的障がい者(児)④精神障がい者 ⑤難病患者⑥妊産婦・乳幼児⑦その他:①～⑥以外で支援を必要とする者</p> <p>【登録方法】 ①本人・家族が同意の上、「登録申請書」に必要事項を記入し、阪南市役所(市民福祉課)へ提出する。 ②申請後、コミュニティソーシャルワーカー(地域の福祉相談員)等が本人宅に連絡・訪問し、情報提供や登録者名簿作成の支援を行う。</p> <p>【その他】 災害時における支援については、善意による地域活動として可能な範囲で行っていただくもので、責任を負うものではない。</p>	<p>【事業内容】 障がいのある方を支える関係機関が連携・協力して、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにサポートするしくみ 介護者の急病などの突発的な事態が発生したときに、自宅に残された障がいのある方が、宿泊(短期入所)サービス等をスムーズに利用できるようなするための登録制度</p> <p>【対象者】 阪南市または岬町に居住し、在宅で生活をしている障がいのある方で、介護者が不在になると、在宅生活を続けることが困難で、以下の要件を満たす方 ・障害支援区分1以上 ・短期入所の支給決定を受けている</p> <p>【登録方法】 ①登録を希望される方は、相談支援専門員または市町の窓口へ相談する。 ②障がい者やその家族等が登録に同意をしたことがわかる『登録申請書』を市町の窓口へ提出する。 ③相談支援専門員または家族が『情報連携シート』を作成する。 ④利用可能な短期入所や居宅介護等の事業所(少なくとも2ヶ所)と契約する。 ⑤契約した事業所に『情報連携シート』を渡し、当該事業所で見学や体験利用をする。 ⑥日中活動系サービス等を利用されている場合、利用中の事業所にも『阪南・岬あんしんネット』に登録していることを伝え、緊急時の対応がスムーズに行えるよう情報共有する。</p>

災害時要援護者登録制度(くらしの安心ダイヤル事業)	地域生活支援拠点等事業(阪南・岬あんしんネット)
	<p>【面的な体制整備】</p> <p>地域生活支援拠点等の整備に向け、地域における複数の機関が分担して居住支援と地域支援を担う「面的な体制」を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が安心、安全に自分らしく住み続けられる仕組みづくり ・ネットワークを通じてワンストップで調整していけるような体制(ワンストップ体制)の整備 <p><5つの機能の整備></p> <ol style="list-style-type: none"> ①相談(緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能) ②緊急時の受入れ・対応(短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能) ③体験の機会・場(地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能) ④専門的人材の確保・養成(医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能) ⑤地域の体制づくり(地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能)